

平成21年第2回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成21年6月16日（火曜日）午前9時06分開議

本日の出席議員

| | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 議長（9番） | 小島 由久君 | 副議長（5番） | 相沢 政信君 |
| 1番 | 大久保弘子君 | 2番 | 上野 政男君 |
| 3番 | 中山 勝三君 | 4番 | 生井 和巳君 |
| 6番 | 大久保 武君 | 7番 | 水垣 正弘君 |
| 8番 | 矢中 召二君 | 12番 | 宮本 直志君 |
| 13番 | 大久保敏夫君 | 14番 | 湯本 直君 |

本日の欠席議員

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 10番 | 稲葉 常美君 | 11番 | 小竹 徳市君 |
|-----|--------|-----|--------|

説明のため出席をしたる者

| | | | |
|--------------------------|--------|----------------------------|--------|
| 町 長 | 大久保 司君 | 副 町 長 | 澤木 薫君 |
| 教 育 長 | 高橋 昇君 | 会 計 管 理 者 | 渡辺 常雄君 |
| 秘 書 課 長 | 久保谷六衛君 | 総 務 課 長 | 生井 光男君 |
| 企画財政課長 | 風見 好信君 | 税 務 課 長 | 瀬崎 始君 |
| 町 民 課 長 | 浜名 進君 | 福祉保健課長 | 関 好太郎君 |
| 生活環境課長 | 飯島 正男君 | 産業振興課長 | 青木 良夫君 |
| 都市建設課長 | 稲村 信義君 | 上下水道課長 | 上野 林作君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 水垣 進君 | 教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 | 斉藤 実君 |
| 公 民 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長 | 飯島 英男君 | 給食センター 所 長 | 生井 勝巳君 |
| 総 務 課 参 事 | 水書 正義君 | 企画財政課長 補 佐 兼 財 政 係 長 | 鈴木 忠君 |

議会事務局の出席者

| | | | |
|--------|------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 猪瀬 誠 | 補 佐 | 外山 悦子 |
|--------|------|-----|-------|

主 幹 岩坂 信幸

議長（小島由久君） 引き続きご参集くださいまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成21年6月16日（火）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 請願（常任委員長報告、審議、採決）

日程第3 閉会中の継続調査の件

閉 会

議長（小島由久君） 傍聴人に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、映画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

日程第1 一般質問

議長（小島由久君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許します。

初めに、3番、中山勝三君の質問を許します。

3番、中山勝三君。

（3番 中山勝三君登壇）

3番（中山勝三君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従って一般質問を

行います。4項目について質問をいたします。

初めに、住民基本台帳カードについてお伺いをいたします。当町においても、住民基本台帳での国や全国地方公共団体とのネットワークがなされており、それらを利用することのできる住民基本台帳カードが発行できる体制となっております。このカードがあると、全国どこの市町村の窓口でも基本的な本人の住民票を受け取ることができるのとことでもあります。そして、その住民基本台帳カードには写真を入れることができるので、公的な身分証明書としても利用でき、運転免許証やパスポートなどと同じく、本人の証明書とすることができます。大きさも運転免許証と同じで、大変携帯しやすく、有効期間も10年間あるということでありまして、まだご存じない方も多いようですが、私もこのようにつくることができました。こういうような小さいカードでございまして、写真も入れることができまして、これで身分証明書にもすることができます。

そういうことで、最近ではやはり証明を求められる機会が大変多いということで、高齢者の方などには運転免許証をお持ちでない方も大変多いですので、身分証明に困っている人には朗報かと思えます。ただし、発行の際には費用が500円かかるということですので。そのほか税の申告等で、インターネットを使って町の税務申告をする場合にも利用することができるということではありますが、また別途500円かかるというふうに聞いております。

そういうものでございまして、1として、現在この住民基本台帳カードは何件発行をされているのか。また、どのような利用というのできるのか。その用途についてお尋ねをいたします。

さらに、まだよくこの制度を知らない、わからない方も多いようですので、これを周知をして促進していったらどうかと考えるものでありますが、執行部の見解をお伺いをいたします。

続きまして、通告の2に移らせていただきます。印鑑証明書の発行についてであります。印鑑証明書の必要に迫られた際、登録は済ませてあったということですが、開庁の時間内になかなか間に合うことができない。また、土曜、日曜は閉庁ということで、印鑑証明書をとるのに苦労したということですが、他県の親戚においては、もうあしたにも用意できるよと、そういうふうな話があったということですが。よく聞いてみると、それは庁舎の外に自動の発行機が設置をされていて、印鑑証明書がとれるようになっていたとのことでもあります。その際には、先ほど申し上げた住民基本台帳

カードというのが必要になるということだそうですが、この印鑑証明書は本人が確認した承認の印として、最も信用される重要な証明書であります。現代社会にあっては、なくてはならないものであり、そのような必要な機会や利用数というのも大変多くなっております。

当町では、以前は土日の休日などにも住民サービスとして町民課の窓口を開庁していたわけですが、現在は行われておりません。町民の利便性を図り、住民サービスの上から、また人件費の削減等も考えて、自動の発行機を設置することについてどのような見解をお持ちか、執行部にお尋ねをいたします。

続きまして、通告の3番目に移ります。消費生活の相談窓口の設置についてであります。去る5月29日に、参議院において消費者庁設置関連法案が可決され、この秋に消費者庁が設置されることになったとのことであります。今までは産業の保護育成ということで、つくる側、売る側が中心の政策であった。それを優先していたが、今後は消費者側に軸足が転換をされるという、消費者の権利擁護という観点から、大変大きな意義があると考えます。

私たち国民だれもが消費者であり、基本的な権利であるところの安全を求める権利、選ぶ権利、知らされる権利、意見を聞いてもらう権利などの重要な対策が求められます。最近裁判等話題になりましたシンドラエレベーターの事故による高校生の死亡、あるいはパロマのガス湯沸かし器による中毒死亡事故、さらにはマンナンライフ社のコンニャクゼリーによる窒息死事故などが思い出されます。身近なところでは、訪問セールスでの悪質な物やダイレクトメール、さらに裁判所や法律事務所をかたった郵便、電話によるオレオレ詐欺や振り込め詐欺、また消費者金融による法外な高利率による貸し付け等々、私たちの身の回りには悪徳な業者も蔓延をしております。だれでも被害者になる危険の中で生活をしているわけです。

観点は若干変わりますが、私の調査したところでは、今後3年程度地方消費者行政強化のための相談窓口強化等に取り組む地方公共団体を支援するとして、活性化交付金が茨城県にも3億円を基金として設置され、業務の拡充、人材の養成などの事業に支援のメニューが用意をされております。参考の資料を執行部にも提出いたしましたけれども、我が八千代町においても消費生活相談業務の複雑化、高度化が進む中、消費者行政一元化の取り組みが望まれるところであります。

どちらかという、消費者というのはまだまだ弱い立場にあります。また、高齢者世

帯が増加しております。身近な町の行政に、専門の消費生活相談窓口を設置して相談を受けられる体制を整備し、住んでよかった、安全・安心な、より信頼されるまちづくりへ、執行部の見解をお伺いをいたします。

続きまして、通告の4番目です。地域活性化・経済危機対策臨時交付金についてお尋ねをいたします。100年に1度と言われる世界同時不況に、この危機的な経済状況に遭遇している我が国でも、やはり町民も本当に厳しい暮らしに直面しております。政府におけるさまざまな経済対策によって、今月8日に東京商工リサーチの発表では倒産件数と負債総額がわずかながら減少し、内閣府の景気ウォッチャー調査では、街角景況感では5カ月連続で改善していると発表されておりますが、しかしまだまだ予断を許さない状況とのことであります。

政府が新たに出している新経済対策の補正予算の中において、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、この概要についてはこのように述べられております。地方公共団体が経済危機対策と歩調を合わせ、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けたきめ細かな事業を積極的に実施できるよう交付されるもので、この対策の活用にあたっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請されているものであります。

当町にも、3月の議会にも提案されて審議されましたが、その前回は上回る1億7,200万円が最高限度額で試算されているとの情報を得ております。前回、3月議会での補正におきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金の充当事業において、町議会におきましては十分な慎重審議を行いまして、有効に活用されたのではないかと認識をしているわけですが、今回の臨時交付金の活用についてはどのような取り組みを予定しているのか、概要についてお伺いできればと思います。

以上の4項目につきまして、執行部の具体的な答弁を求めて一般質問といたします。
議長（小島由久君） 町民課長。

（町民課長 浜名 進君登壇）

町民課長（浜名 進君） 3番、中山議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、住民基本台帳カードについての質問にお答えいたします。住民基本台帳カードの発行につきましては、平成15年度から実施しておりまして、本日まで189件発行しております。

また、どのように利用できるかということですが、質問の中にもありましたよ

うに、自動車運転免許証を持たない方につきましては、写真つきの住民基本台帳カードによりまして、「公的な身分証明書」として利用できます。昨年5月から、住民基本台帳法と戸籍法の一部改正によりまして、町民課窓口においても住民票や印鑑証明書、さらには戸籍の謄抄本の交付、こういった請求に対しましても、本人確認のために運転免許証や健康保険証などの本人を確認できる公的機関が発行した証明書の提示を義務づけております。

また、これも質問にあったのですが、パソコンを使って自宅で所得税の確定申告ができるe-Taxというのがありますけれども、これを利用するには住民基本台帳カードを使用しないと申告することができません。さらに、住民票の広域交付、これは住所地ではない市区町村、すなわち一時滞在地というふうな言葉で言われているようですが、そこにおいて住民票を請求する場所ですが、その一時滞在地の市区町村の窓口での個人認証が簡単にできます。ただし、広域交付住民票につきましては、本籍地等の表示が省略されたものというふうなことであります。

発行を促進することにつきましては、開始当初は「広報やちよ」等により広報いたしました。現在は行っておりません。しかし、一昨年よりe-Taxによる所得税申告のためにカード発行希望者が増加しているなど、使用範囲が広がったことも含めまして、お知らせ版や「広報やちよ」において、今後住基カードについての広報をしていきたいというふうに思います。

次に、印鑑証明書の自動発行機を庁舎外に設置して利便性を図れないかということでございますけれども、印鑑証明書及び住民票の発行件数なのですが、1日当たり印鑑証明書で約36件、住民票は約42件程度であります。平成18年4月から、毎週金曜日の午後7時まで窓口の時間を延長いたしまして、印鑑証明書及び住民票の発行を行っております。この時間外の発行件数なのですが、印鑑証明・住民票合わせまして、1日当たり約1.5件となっております。

ご質問の自動交付機の設置につきましては、自動交付機設置のための概算費用、大体1台当たり約6,000万円から7,000万円というふうなことでありまして、現時点では費用対効果を考えますと、ちょっと難しいというふうに考えております。

議長（小島由久君） 企画財政課長。

（企画財政課長 風見好信君登壇）

企画財政課長（風見好信君） それでは、中山議員の一般質問にお答えしたいと思います。

す。

ご質問の地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、先ほどの中山議員の通告の中にもございましたが、地方公共団体におきまして地球温暖化、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、またその他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業を実施できるよう、国の平成21年度補正予算において創設されたものでございまして、地方公共団体が作成いたしました実施計画に基づく事業に要する費用に對しまして、交付限度額を上限といたしまして交付されるものでございます。

それでは、交付金の計画の概要につきまして申し上げたいと思います。交付対象事業でございますが、今回の国の補正予算によりまして実施予定の国庫補助事業の地方負担分への充当と、町単独事業の2通りというようなこととなるかと思われま。

まず、国庫補助事業関係でございますが、学校情報通信技術環境整備事業によります小中学校の地上デジタルテレビ及び周辺機器等の導入関係でございます。

次に、町単独事業といたしましては、まず第1に考えておりますのが、安全・安心な暮らしの実現といたしまして、町民の生活基盤である町道整備事業でございます。

そのほかの町単独事業といたしましては、この交付金のテーマでもございます地球温暖化対策としての公用車の環境対応車への一部買いかえ、また学校以外の公共施設及び受信障害解消のための共聴施設の地上デジタル対応事業等が挙げられます。

それ以外では、町の実施計画事業で先送りになっているものの中から、老朽化等による西山浄水場の改修関係、それと東中学校プールろ過装置の改修及び給食センター調理室関係の改修等を考えているところでございます。

以上が計画の概要でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（小島由久君） 大久保町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 中山議員さんの質問に答弁したいと思います。

住民基本台帳カードについては、町民課長の答弁したとおりであります。

また、印鑑証明書の自動発行機を庁舎外に設置して利便性を図れないかということでございますが、財政状況等及び費用対効果を考えますと、現在のところ設置は難しい状況と思ひます。

次に、消費者相談の窓口を設置するという質問でございます。ご存じのとおり、国に

においては先月の29日に消費者行政を一元化する消費者庁設置関連法案が可決され、今年
の秋発足を目指して、今月の4日に消費者庁・消費者委員会設立準備室を内閣府に設置
いたしました。この消費者庁設置は、行政のあり方を生活者重視という方向性を明確に
し、さらに消費者行政を身近に感じてもらえる環境を整備することを目的とされてお
ります。昨年中国製冷凍ギョーザ事件や汚染米の問題等に見られます相次ぐ消費者被害
と行政の対応の立ちおくれが露呈された背景がございます。

消費者庁は、消費生活センターや自治体から悪質商法や食品被害、製品事故等の情報
を収集し、その被害を消費者の目線で、次の被害を防ぐ対策に素早く取り組む司令塔の
役割を担うものと考えております。

したがって、末端自治体の市町村の役割は、ますます重要になってきますが、現
在の八千代町の相談実績等を勘案しまして、消費生活相談センターの設置まではいかな
くても、当面は窓口を設置し、パンフレット等により町民に対し周知徹底し、今後とも
国、県の指導を得ながら消費者行政を推進していく所存でございます。先般も県のほう
から直接指導をいただいております。

また、次に4番目の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用のための計画概要で
ございます。地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、地方公共団体にお
いて、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、このほか地域の
実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、国の平成21年度補正予算にお
いて創設されたものであり、また経済危機対策の活用にあたっては、地域の中小企業の
受注機会に配慮することなども国から要請されております。

国の補正予算計上額が1兆円でございますが、そのうち都道府県に4,000億円程度、
市町村に6,000億円程度配分されるもので、八千代町における交付限度額見込みにつ
きましては、1億7,200万円と試算されているところでございます。

それらを踏まえ、当町における地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用する取
組みといたしましては、町の実施計画で先送りとなっている事業の中で、緊急性、必要
性等を考慮して、町道整備事業を初め、交付対象事業の選定をしたものであり、計画概
要につきましては担当課長より説明したとおりでございます。

以上であります。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

3番、中山勝三君。

(3番 中山勝三君登壇)

3番(中山勝三君) ただいま執行部から、それぞれの項目にわたりまして具体的な答弁もございました。

最初の項目であります住民基本台帳カード、また印鑑証明書等の自動発行機につきましては、今後ともさらなる状況を踏まえて、検討をまたしていただきたいというふうをお願いをするわけでございます。

そして、通告の4にあります地域活性化・経済危機対策臨時交付金の使い道ということでも答弁がございました。ぜひとも町民の利益に合致するような施策を取り組んでもらいたいというふうを考えるわけでございます。

私、通告3の中で、消費生活の相談窓口の設置ということでお尋ねをしたわけでございますが、もちろんこれから取り組んでいく、国としてもこれから設置していくような内容でございますけれども、しかしながら先ほども質問の際に申し上げましたけれども、この行政のあり方というのは、また生活のあり方というのが転換点を迎える、そういうふうな意味のある今回のこの消費者生活相談ということになってきます。従来の町における、いわゆる困り事相談というようなものとは、また内容が違ってくるのではないかと私は考えております。縦には県や国に直結をしていく、そしてまた横断的には各課とも連携をしていくという、そういう行政の中に位置づけされる、この消費生活相談業務ということであろうと思います。

そういうことで、ただいま町長からパンフレットとか、そういうものでお知らせしていくというようなお話でございましたが、それではちょっと遅いのではないかと、取り組みが甘いのではないかと、こういうふう考えるわけでございます。やはり資料にもあると思いますが、ご覧になっていただいたと思いますが、いろんな県としても国としても地方自治体が行き届くメニューというものも用意されているということでございますので、何とかもう少し町として計画的に取り組むという、そういう姿勢が欲しいのではないかとこのように考えるわけですね。その点につきまして、町長にご答弁を再度お願いできればというふうに考えます。

議長(小島由久君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 消費者庁の設置等におかれましては、国も若干おくれて設置したようでございまして、いろいろ問題点ができた時点で慌てて設置ということござい

ますが、今回の消費者庁の設置等におかれましては、いろいろな問題が起こってからでは遅いということで、国も真剣に、県も真剣に、また八千代町におかれましても窓口は産業振興課に窓口を設置しますが、全庁を挙げて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（小島由久君） 再々質問ありますか。

3番（中山勝三君） 以上で終わります。

議長（小島由久君） 以上で3番、中山勝三君の質問を終わります。

次に、1番、大久保弘子君の質問を許します。

1番、大久保弘子君。

（1番 大久保弘子君登壇）

1番（大久保弘子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますと思ひます。

私は、大きく2つに分けて質問させていただきたいと思ひます。1つは、先ほど中山議員からも質問がありました、多少重複するところもありますが、「消費生活相談センター」の設置について質問したいと思ひます。

国の構造改革路線のもと、国民に痛みを押しつけ、大企業の利潤追求を応援する政治が貧困と社会的格差を広げ、生活困窮者が増大しています。それとともに、消費生活に関する問題やトラブルが増加の一途をたどっています。振り込め詐欺や電話勧誘、あるいは多重債務などで苦しんでいる方たちが、行き場のない状況に追いやられているのが現状です。特にここ数年、借金を重ね返せなくなる多重債務者が急増し、納税や公共料金などの納付にも少なからず影響していると聞きます。

そこで、1つ目に、住民税や国保税などの滞納状況はどうかお伺ひいたします。

2つ目に、滞納による納税相談の主な理由はどうかお尋ねします。町内に住むAさんは自営業でしたが、8年前にご主人が倒れ、子育てとご主人の看病で廃業せざるを得なくなり、それまでの借金返済と生活費をやりくりするため必死に働いてきましたが追いつかず、サラ金に手を出しました。それからは借金が借金を生む状況が続き、その返済に追われて、国保税や住民税なども滞納がふえる一方でした。Aさんは税務課の窓口で税務相談を行い、法テラスという行政の相談窓口を紹介され、債務整理を決断し、不安の一部が解消されたと言ひます。このように、Aさんのようにどこに相談したらいいの

か、非常に迷って悩んだというお話も聞いております。このAさんのように多重債務で苦しんでいる方は、潜在的に相当いるものと思われまます。このような方の生活再建をするという意味において、当町に消費生活相談センターの窓口設置は不可欠なのではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。平成20年3月に金融庁から「頼りになる」相談窓口を目指して」という多重債務マニュアルが各自治体に来ているはずですが、どうでしょうか。私は3月議会でも取り上げました。県内の市町村を見ても、ほとんどの市町村でセンターが設置されている状況であります。そして相談員も配置され、隣の下妻市においても今年の4月からセンターと相談員が設置、配置されておまして、いろいろな生活の問題について即座に対応できる、そういうことも聞いております。経費などのこともあるとは思われますが、行政サービスにおいて必須と思われまますので、ぜひ消費生活相談センターの設置と、相談員の適切な配置についてご検討をお願いいたします。

2番目の介護保険制度について質問をいたします。介護保険制度は、今年4月で制度開始から10年目を迎えました。この間、介護サービスの量はふえましたが、社会保障切り捨ての構造改革のもとで負担増や介護取り上げが進み、家族介護の負担は今も重く、1年間で14万人の人が家族の介護などのために仕事をやめざるを得ない状況です。介護を苦しめた痛ましい事件も続いています。現在の介護保険制度は、利用がふえたり、介護労働者の労働条件を改善すれば、直ちに低所得者まで含めて利用料が連動して値上げされるという根本矛盾を抱えています。少ない年金で暮らしてきた高齢者が、介護が必要になると利用料などが重くのしかかり、生活を壊される事態が広がっています。介護のために身を削るような思いで生活していたり、保険料が払えずに介護が受けられない高齢者もふえています。当町の状況を調べていただいたところ、平成21年2月現在で介護認定者788人のうち、認定は受けていてもサービスを受けていない人が154名、約2割、平成21年4月1日現在、介護保険料滞納者が117名です。さまざまな理由があるとは思いますが、保険料や利用料が払えないから介護を受けられないという人も少なからずいるのではないかと思います。所得の少ない人ほど高齢期に介護が必要になることは、研究者の調査などでも明らかになっています。介護を最も必要とする所得の少ない人たちが介護を利用できないのでは、公的介護の存在意義にかかわります。

そこで、1つ目に、介護サービス未利用者の中で、経済的な理由で介護が受けられない人はどのくらいいるのかお聞きいたします。

2つ目に、保険料が滞納のため介護が申請できない、受けられない人は何人くらいいるのかお伺いいたします。

平成20年度で独自に保険料の減免を行っている県内市町村は17あり、中でも常総市は保険料においては、第1段階、老齢福祉年金受給者で住民税非課税の者の場合、減免率100%ですし、境町や下妻市など16市町村でも、段階によって減免率は違いますが、50%から60%の独自減免を実施しています。また、利用料においても19市町村が、対象サービスや減免率、対象者などの違いはありますが、独自減免を実施しております。

そこで、3つ目に、所得の少ない人もお金の心配をせずに介護が受けられるよう、当町としましても保険料、利用料の町独自の減免制度をつくるべきではないでしょうか。

次に、新介護認定システムについてお伺いいたします。4月から新介護認定基準により認定が決まる、これまで以上に軽度に判定されることが危惧されてきました。利用者の生活実態を反映しない軽度の認定が頻繁に出ることが、各地の実例からもわかってきました。横浜市の認定審査員を務める看護師のAさんによりますと、5月末の認定審査会で37人中、コンピューターによる1次判定が前回より重く出たのは9人、24%だったのに対して、15人、41%が軽く出た。2ランク以上下がった人が6人、多くは状態が改善したためとは思えない、全く動けない人が要介護5から3に下がったということです。北海道のある自治体では、5月末までに新制度で認定の更新を受けた人204人のうち、60人、29%が以前より軽い要介護度になり、重くなったのは6人、3%だけという結果も出ています。

当町ではどうか、状況を調べていただきました。4月から新規に介護認定を申請された方が、5月24日現在28名ということで、そのうち新介護認定システムで認定された方が6名ということです。従来の認定システムで認定した場合でしたらどうなるのか、お聞きいたします。

厚生労働省は、新制度への批判を受け、検証・検討期間中、希望すれば従来の認定を継続できる経過措置を講じました。調べによりますと、当町では5月31日現在、更新申請者が、83名のうち67名が経過措置を希望しており、審査会にかけたのが39名、11名の方が軽度判定になり、経過措置で従来の介護度に戻したということです。

5番目に、経過措置については、更新の前後で要介護度が異なる場合、更新前の要介護度のままとすることを可能とするということですが、経過措置をとった方に対して、新制度による判定結果は通知されているのかどうかお聞きいたします。

また、6つ目に、調査員に対する新システムの研修は2時間程度の自治体も多いと聞きましたが、当町においてはどうか、お聞きいたします。

最後に、今回の新介護認定システムについては、調査項目が減って、コンピューターによる1次判定が軽度に判定されること、介護認定審査会に出される資料が減り、裁量が縮小されることなど、重度でも軽度に判定されるさまざまな問題点が浮き彫りになっています。実施凍結を求める声もある新介護認定システムの問題点について、見解をお伺いいたします。

以上、執行部の簡潔な答弁をお願いいたしまして、一般質問とさせていただきます。
議長（小島由久君） 税務課長。

（税務課長 瀬崎 始君登壇）

税務課長（瀬崎 始君） 1番、大久保議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、住民税や国保税等の滞納状況でございますけれども、平成21年5月22日現在の数字で滞納者の数及び滞納額で申し上げます。町民税につきましては797人で7,917万1,000円、固定資産税につきましては686人、9,041万4,000円、軽自動車税につきましては384人で636万7,000円、国民健康保険税につきましては、これは世帯でございますけれども、860世帯で2億7,834万8,000円であります。合計しますと、重複する方もおりますので、合計1,862件で4億5,430万円であります。

次に、滞納による納税相談の主な理由ということでございますけれども、滞納者に対する督促、催告または来庁要請等の通知によりまして納税相談に訪れる方の滞納の原因について申し上げますと、本年4月から納税相談で聞き取り調査による割合でありますけれども、最も多かったのが多重債務者でございまして、51.4%、次に仕事の量の減少などによる低収入28.6%、次いで失業・退職が17.1%であり、主な原因となっております。

多重債務者への対応であります。相談件数が半数を超えている現状から、税務課におきましては納税相談の時点で納税相談聴取票により、滞納の原因、収入支出の状況、債務の状況を事細かに聞き取り、債務整理を行うことが、その滞納者の生活や税の納付に最適であると判断しますと、裁判所や近隣の弁護士のお話をしましてアドバイスをしているところでございます。また、法テラスの説明などもしまして、自主的な債務整理へと誘導しております。誘導後につきましては、3カ月を目安に債務整理の状況と債務整理後の納付計画を決めまして、履行管理を行っておるところでございます。

次に、マニュアルの件でございますが、金融庁から税務課のほうには届いておりませんが、見つけまして内容を見ましたところ、多重債務関係の相談につきましては、話をよく聞き、最後は法律の専門家に相談するよう導くことであるということかと思えます。先ほども申し上げましたが、税務課では既に納税相談の中で実施しておりまして、滞納者にもアドバイスをしておりますので、今後も納税相談の中で対処していきたいと思えます。

税務課関係の納税につきましては、常日頃より深いご理解とご協力をいただいておりますが、今後とも税金の納期限内納税・滞納の早期完納にご協力いただけますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木良夫君登壇）

産業振興課長（青木良夫君） 1番、大久保弘子議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、多重債務相談マニュアルについてでございますが、町のほうへも送付されてございます。先ほど税務課長から答弁がありました。税の滞納者につきましては多重債務に陥っている方がおると。さらに、そういう件につきましては、八千代町ばかりでなくて、全国的な社会問題にもなっているかと思えます。

多重債務問題は特別なことではなく、ちょっとしたきっかけで、だれもが多重債務に陥るという可能性がございます。1人ではなかなか解決できない問題であります。当事者は、日々の取り立て、あるいは資金繰り、極度の疲労状態に陥っておりますので、行政といたしましても安心して相談に応じられるような体制が必要かと考えております。

しかしながら即、独立行政法人国民生活センターによります認定、資格を授与された専門の消費生活相談員を備えた消費生活センターの設置まではいきませんけれども、当分の間は税務課とも連携を図りながら、産業振興課が窓口となりまして受け付け、内容によっては県の消費生活センターや、いわゆる法テラスと言われます日本司法支援センター等に行政側からもつなぐなどの対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 1番、大久保弘子議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、介護サービス未利用者の中で、経済的な理由で介護が受けられない人というようなお質問でございますが、経済的な理由で介護が受けられない人がいるかどうかということについては、これは人それぞれプライバシーの問題もありますので、把握はできませんが、第4期計画策定時、先ごろ結果が出ました、編集したものでございますが、この第4期計画策定時のアンケート結果によりますと、未利用者の理由としては、「今のところ必要ない」、また「念のため要介護認定を受けた」という回答が70%以上となっております。なお、未利用者の介護度は軽度の方が比較的多く、要介護4、5といった重度の方は病院に入院中のため、利用されていないものが多いと思われま

す。続いて、保険料が滞納のため介護が受けられない人はどのくらいいるのかというご質問ですが、保険料が滞納のため介護が受けられないかどうかというのはわかりませんが、いろいろな事情により滞納期間がある場合には、介護保険制度の中で、滞納期間に応じて次のような措置がとられることになっております。1つは、費用の全額を一人の利用者が負担し、申請により、後で保険給付費分、費用の9割ですが、支払われる。もう一つは、費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付費の一部または全部が一時的に差しとめとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。さらにもう一つは、サービスを利用するときに、本来は利用者負担が1割であるものが3割になったり、高額介護、介護予防等ですが、こういったサービスが受けられなくなったりというようなケースもございます。

この介護保険制度におきましては、こういったさまざまな低所得者対策というのもとられているわけでありま

す。この辺もご理解をいただければというふうに思います。続いて、保険料の町独自の減免制度をというふうなことのご質問ですが、現在介護保険法の範囲内において、低所得者に対し、それ相応の配慮がなされております。減免をしたことによる収入の減は、65歳以上の方の保険料で補填することが原則であります。今後ますます進行する高齢社会の中で、介護の需要が高まってくることは必至であります。社会連帯を前提とする制度でありますので、応分の負担はご協力を願いたいというふうに思います。高齢社会をみんなで支え合うという制度の趣旨からしましても、町独自の減免というのはいかがなものかというふうに存じます。

続いて、4月から新認定システムで認定された新規申請者が、従来の認定システムで認定した場合どうかというご質問ですが、今回の要介護認定の見直しにつきましては、実は昨年9月から10月にかけて介護認定モデル事業として、新・旧2通りの認定方法

を実施するなどして検証してまいりました。しかし、今回の見直しにより、一部において「軽度に認定されるのではないか」等の不安が生じているとの指摘もあり、現在経過的措施を実施しているところであります。この経過的措施とは、まず申請が出されたときに、申請を出していただいた方に希望を聞くわけですが、「今回認定される要介護度でよい」という、必要ないということですね、経過的措施が必要ないという場合と、「従来の要介護度のまま希望する」、要するに経過的措施が必要であるという、このどちらかを選んでもらうと。これは判定が出る前に、この経過的措施の希望調書というのをとるわけでございます。そういったことで、従来の認定システムでの認定ということは、八千代町独自では実施できるものではありませんので、実際のところは何人というのわかりません。

先ほど大久保議員さんも触れておりましたが、5月31日現在で更新の申請者が83名いたと。そのうち、経過措置希望者が67名おまして、ここで随時認定の結果が出るわけですが、最初に39名の方の結果が出ました。その39名のうち、11名の方が介護度が変わってしまって、経過措置を適用させたと。残りの28名は、今までの介護度と変わらない結果だったと、経過措置の必要がなかったというようなことでございます。

続いて、新認定システムによる判定結果が通知されているかというようなことで、先ほども申し上げましたように、経過的措施を実施するに当たり、更新申請時に経過措置の内容について、まず十分に説明をした上で、希望調書を提出していただいております。したがって、結果につきましては従来どおり、申請から原則30日以内にお知らせしておりますが、経過的措施がとられたかどうかということについては、希望に沿って結果を出しているという状況でございますので、通知は特に出しておりません。

続いて、新システムの研修は2時間程度の自治体も多いと聞くが、当町ではどうかというようなことで、これは調査員の研修でございますが、お尋ねかと思いますが、当町においても県主催による研修を受けておまして、時間的にはご指摘のとおり2時間程度、さらにマニュアルやQ&A、こういったものが送付されてきておりますので、それを参考に調査を実施しているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（小島由久君） 大久保町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 消費生活支援センターの設置については、中山議員に答弁した

とおりであります。

また、多重債務ということでございますが、いろいろ税務課でも指導しております。八千代町で滞納額が約4億5,000万円ということで、約2,000件ぐらいいるということは、いろいろ重複する中で多重債務ということでありまして、いろいろ役場の職員等におかれまして、やはり多重債務についてはいろいろな法的な手続などなかなか難しい問題がありますが、税務課あるいは産業振興課等でもいろいろな法テラス等につなぎまして、解決していきたいと考えております。

特に4億5,000万円の滞納があるということでございますが、5年間払わないと不納欠損処分ということになりますので、町でもできるだけいろいろ差し押さえた中で、徴収率をいろいろアップしているような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

介護保険については、みんなで支え合う制度でありまして、当町の1カ月の基準保険料は2,900円ということで、一番茨城県では安い保険料であります。いろいろ下妻、常総市の減免制度ということでございますが、八千代町でもいろいろ低所得者にはそれなりに配慮がされておりますが、みんなで支え合うということでご理解をいただきたいと思っております。

新システムにつきましては、4月から認定が見直されております。今回の見直しにより軽度に認定されるのではないかと不安が生じているとの指摘がありましたが、厚生労働省では「検証・検討会」を設けて、きちんと検証を行うこととしており、現在経過的措置を実施しているわけです。八千代町としても安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、「検証・検討会」の結果が出るまで厚生労働省の指導に従っていきたくて考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

1番、大久保弘子君。

（1番 大久保弘子君登壇）

1番（大久保弘子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、消費生活相談センターの設置についてですけれども、先ほど多重債務マニュアルについて、平成20年の3月に金融庁から出されておりますが、マニュアルの運用について、これまではどのように行ってきたのか。また、今後における考え方についても

併せて回答をお願いしたいと思います。

また、町長にお伺いしたいと思うのですが、多重債務だけではなく、消費生活相談は多岐にわたっておりますけれども、今現在町民が非常に困窮、苦難を抱えておる問題であります。行政側の窓口の連携で、一人でも多くの町民を苦難から守ることが自治体の大きな役割ではないかと思っております。ぜひ消費生活相談センター、先ほど難しいとおっしゃいましたけれども、早急にその設置の方向でご検討をお願いしたいと思います。

それから、介護保険についてですけれども、先ほど経過措置についてご答弁をいただきました。経過措置は、経過措置をとるか取らないかということをもっと希望を聞くということであったそうですけれども、やはりこの経過措置についての十分な説明ということをおっしゃっていましたが、どういう説明がされたのか。そして、更新の前と後でどういうふうになるのかというのを介護を受ける側に説明がされているのか、そのところをお伺いいたします。

また、その利用者に情報を周知しての検証でなくては、その意味がないと思いますので、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、町長の答弁ですけれども、今回の新認定システムでは、その基準が非常に厳しくなり、寝たきりの方で、のどから栄養をとっているような方、それはもう自立したとみなす、全介助だったのが自立というふうにみなす。あるいは、頭髪のない方ですと洗髪する必要がないから、それは自立とみなすとか、あるいはさまざまな、ベッドから携帯トイレに移動するときに自分でできれば、それはもう介助がなしと認めるとか、そういう形で判定されるような基準ということでもありますので、その基準、問題点がさまざまあるわけです。そういう認定システムの問題点について見解を伺ったわけなのです。町長の答弁をもう一度お願いしたいと思います。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木良夫君登壇）

産業振興課長（青木良夫君） 大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお話ありました多重債務者相談マニュアルについてでございますけれども、このマニュアルによりますと、対応の仕方については3通りの対応の仕方があろうかと思っております。1つ目につきましては、既に窓口が設置されている市町村。2つ目としましては、設置されておりますけれども、地域で中核的な役割を果たしている人口規模の大きい市町村。3つ目といたしましては、今申し上げました2つ以外の相談窓口を設置して

いない市町村の対応の仕方ということで、八千代町におきましてはその3番目に当たるかと思えますけれども、今までの実際に産業振興課のほうへ具体的に相談があった実績はございませんけれども、町としましてはそのマニュアルに基づきまして、やはり過払い処理とか整理とかという問題になりますと、法律の専門家でないとなかなか対応できないというような面もございますので、とりあえずそういう相談がありましたならば、専門の消費生活センター、近くですと筑西分室、あるいは先ほど申し上げました法テラスが下妻市内にございますので、そういった専門の機関をご紹介するような形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 再質問にお答え申し上げます。

経過措置の希望者にどういった説明をしているのかというようなご質問ですが、まず本人の意思で選択をして希望してもらうのだということが一番配慮しているというようなことで、この経過措置の希望調書には、先ほど少し触れましたけれども、経過措置を必要とするかしないかというのをまず選択するというのは先ほど申し上げましたが、必要ありというようなことで経過措置を希望した場合に、さらに従来より軽度になった場合従来の要介護度に戻す、これは重度になった場合はそのままよいということ、従来より重度になった場合従来の要介護度に戻す、これは軽度になった場合はそのままよいというものと、従来より重度になっても軽度になっても従来の要介護度に戻すと、こういった3つの中からどれかを選べるというようなことなのです。選びますと、この選んだとおりに判定がなされてくるというようなことなのですが、ただこれは必ずしも重度に判定されたからいいという結果ではないのです。

もちろん重度に判定されると、利用料がアップしてくるわけです。ですから、それほどの介護度が不要な方にとっては、介護度が高く判定されると利用料が、基本料金が高くなっていくというようなこともありますので、介護度が重くなればそれでいいのかということばかりも申し上げられないということが言えるかと思えます。そういったところを十分にご説明をした上で、経過措置の希望調書をとっているというのが現状でございます。

議長（小島由久君） 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま担当課長が答弁したとおりであります。多重債務においては、非常にプライバシーの問題で、町で全体的で各課連携した中で相談に乗っても債務の整理にはならないということをございまして、やはりある程度の法の専門家に相談に乗っていただいて整理をするということをございまして、町もいろいろ全体的で取り組んでいますが、多重債務についてはなる前に、いろいろな条件等もありますが、そういうところである前に何とか解決、多重債務になってからでは、非常に難しい問題かと思えます。大久保弘子議員さんにも、党に専門家もいるようですから、相談に乗っていただきたいと私は考えております。

また、介護等におかれましても、ベッドから起きられると介護が軽度ということで、介護度が軽くなる。質問の中でありましたが、やはり私の親もこの間まで介護でお世話になっておりましたが、年金等入っておりまして、恩給もらっていたので何とかやっていけました。非常に介護5になっていても、なかなか経済的な負担が大変でございまして。これから高齢化人口もどんどん4分の1から3分の1とふえるような日本の状況でございまして。やはり国も我々市町村も非常に貧しいということをございまして、いろいろ高齢化社会へ向けてのやはり財源の確保というのが、一番私は大切かと思えます。

この間、12%に消費税がなると言ったが、我々としても12%反対でございまして。やはり財源を確保した中で、これからの高齢化制度を構築していかなければならないかと私は思っています。やはり大局的な目で介護はやっていく。経過措置のこと等、若干重箱の隅をつつくようなあれではなく、もっと大局的な目でひとつご検討をお願いしたいと思います。

以上でございまして。

議長(小島由久君) 再々質問ありますか。

1番(大久保弘子君) 以上で終わります。

議長(小島由久君) 以上で1番、大久保弘子君の質問を終わります。

次に、13番、大久保敏夫君の質問を許します。

13番、大久保敏夫君。

(13番 大久保敏夫君登壇)

13番(大久保敏夫君) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります一般質問をしたいと思います。

今、簡単にという声もなかったようでございますので、簡単に慎重に、また簡潔にお答えをいただいた中で、時間をなるべくかからないように頑張ってみたいと思います。

また、私も通告による一般質問の内容につきましては、中山議員が先ほど質問されている関連も大きいところでございますけれども、しかし二番せんじとはいいながら、先ほど質問をさせていただいた中で執行部の答えを聞く、そしてまた見える部分が相当ありますので、私なりの視点で、国の補正予算でおりてきた総体的な流れからいきますと、市町村に6,000億円、県に4,000億円等の1兆円を超える補正予算が組まれて、今のねじれ現象の中で時間を経過するのを待って、諸手続を経ながら各市町村におりてくると、こういうふう理解しております。

私は、この基本的な、新聞、テレビ等を見ながら、この補正予算というものが本当に国民を考えた補正予算なのか。あるいはまた、選挙のためのばらまきの予算なのか。それをどう構築させて、なおかつ我々からしますと町民に行き届くのかといきますと、いかにこの、先ほど答えから出ました1億7,000万円という、来るであろうこの予算が八千代町民にきめ細かくしみ込まれることが、私は他の市町村や県はいずれとしまして、八千代町にとってはこの補正予算は、先般の第1次補正と今般の第2次補正というものは正しかったのだと。我々の税金がまた戻ってきて、これでよかったのだということが一番大事なのだろうと、こういうふうに私は思っています。

そういう中で、今回の補正予算というものが、多分にもう中山議員との話の中では、地球環境の問題、少子化の問題、あるいはまたお互いが持っている4つの部分の中で、どのようにこの予算が該当するのだというふうになるわけですが、しかし現実には多分ある程度、先ほどありましたように教育予算の中に潜り込んで、小中学校に対して地デジ対応のテレビが入ると。そういうことでございますけれども、今回企画財政課のほうで県とのすり合わせの中で、この額面がどのような形でどのような事業に予算化がどうか、補正が大ざっぱに組まれていくようになっているのか。それは、場合によっては道路行政や、あるいは先ほど言いました公用車の買いかえの問題や、等々の問題もあるわけですが、これらがどのような中に、大ざっぱな額面を含めてある程度の県とのすり合わせができていくのか。

加えて、この1億7,000万円の補正予算というものは、市町村、町段階における部分に、この分野だけは使ってはだめなのだというもし分野があったとすれば、その点もお聞かせを願いたいと、こう思っています。

現実問題として、先般の補正予算では道路行政を中心に、加えて先ほどありましたように、町民のいわば、あるいはまた町長が言うように、厳しい行財政運営の中で長年、予算をおつけしたいのだけれども、つけられないでいたものを、ここで補正するべきものを補正させてもらうのだと。それはまた公用車の対応なんかも、そこにあるのでありましようけれども、そういう中で先般の補正予算では1,700万円の、いわばふるさと公社関連の持ち出しもやったわけでありすけれども、今回の補正予算の町に割り当てられる数字というものがどうなっているのか、それをお聞きしたいと。

企画財政課にもう一つお聞きしたいのは、1億7,000万円が来る。これは純粋なお金が来るわけですが、これは真水に来るわけですが、それに例えばでは500万円なら500万円、1,000万円なら1,000万円の金を使って町の事業と、町のいわば手持ちの金と抱き合わせた事業をもし考えついたときは、2,000万円の道路を直したいのだと。その金を1,000万円使って、町から1,000万円持ち出してやったら、その事業はこの補正予算とともにオーケーなのだ。そういう手法というものもとれるのかとれないのか、その点をお聞かせを願えればありがたいと、こう思っています。

もう一つは、都市建設課長にも通告してありますので、基本的にこのいわば1億7,000万円のすり合わせの中で、道路行政関係を要望したことがあるのか。あるいはまた、企画財政課のほうから幾らか道路とか直すところがあるのだったらどうなのだと、そういうふうな問い合わせというか、すり合わせをお互いにしたことがあるのかどうか。その点をお聞かせを願えればありがたいと、このように思います。

以上です。

議長（小島由久君） 企画財政課長。

（企画財政課長 風見好信君登壇）

企画財政課長（風見好信君） 13番、大久保議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金関係でございますが、これにつきましては先ほどの中山議員さんの一般質問においても答弁したとおりでございますが、国の補正予算の中で1兆円の補正予算計上がございます、都道府県には約4,000億円程度、市町村には約6,000億円程度というふうなことで配分されるものでございまして、町のほうに現時点での試算額が1億7,200万円というような数字で、今現在試算されているところでございますが、先ほど冒頭の中山議員さんのときにお答えしました事業的なものにつきましては、先ほどの事業計画というふうなことで現在なっているところで

申し上げたところでございますが、現時点ではこの事業計画の、交付対象事業の予算、事業費等につきましては、あくまでも概算というような形でとらえているところでございまして、国のほうにその事業計画的なもので事前協議というのをしている段階でございまして、概算的なものになるわけなのですが、先ほどの1点申し上げました学校情報通信技術環境整備事業関係で、地デジ関係でございまして、それについては町の持ち出しというか、これは補助事業でございまして、1,200万円程度現在考えております。

それと、次に町道整備関係でございまして、冒頭の質問の中でも、中山議員の質問のときにもお答えしましたが、安心・安全な暮らしの実現ということで、町民の生活基盤である町道の整備事業というようなことを踏まえまして、これにつきましては町道整備事業という関係で1億1,000万円程度、現在概算的に考えているところでございます。

次に、環境対応車の購入事業関係でございまして、これにつきましては公用車関係の購入でございまして、520万円程度考えているところでございます。

それとまた、学校施設以外の公共施設のデジタル対応事業というようなことで720万円程度考えております。

次に、町の実施計画先送りになっている事業という中から緊急性というようなもので、対象事業ということで選定させていただきました西山浄水場関係でございまして、改修事業につきましては3,000万円程度。

次に、東中学校のプール改修事業につきましては420万円、また給食センターの調理室の改修事業につきましては1,800万円程度、現時点では一応試算しているところでございます。見込んでいるところでございます。

次に、2点目の補正予算では対応できない事業というようなことでご質問ございましたが、国のほうでは実施要綱に基づきましてされているところでございまして、これにつきましては補助事業関係並びにまた地方の単独事業というようなことになるかと思っておりますが、補助事業につきましては国のほうで示されております、定める事業に限るというようなことで限定されております。その中には、先ほどの地デジ関係の事業が、学校関係がありましたので、それを対応するというような状況でございまして。

また、単独事業につきましては、国会関係が4月10日というようなことで臨時交付金関係が一応打ち出されたところでもございまして、地方単独事業につきましては、今年の4月11日以降の予算措置というか、計上というようなことで、国のほうでは打ち出しているところでございます。

また、補助事業と単独抱き合わせというようなことで質問ございましたが、先ほどの冒頭にも説明申し上げました学校情報通信事業等につきましては、全体で2,400万円程度の総事業費になるところでございますが、そのうち補助事業の充当の残り分が約1,200万円というような数字でやっている、該当する事業でございますので、事業によりましては該当するということになるかと思えます。

それと、あと町のほうの、これが補正予算計上になるかと思うのですが、それにつきましては1億7,200万円というような数字で、交付額というようなことで、今試算打ち出されたところでございますので、補正予算計上に当たりましては、それを満額もらうという意味にもなるかと思えますが、限度額いっぱい受けるという意味でも、その交付金を超える額の、限度額を超える額の補正予算計上というようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

議長（小島由久君） 都市建設課長。

（都市建設課長 稲村信義君登壇）

都市建設課長（稲村信義君） 13番、大久保議員の一般質問にお答えいたします。

私への質問でございますけれども、この補正予算、企画財政課との事前協議はやったのかということでございますけれども、事前協議が行われまして、企画財政課よりその充当金、それにつきましては事前に報告が、大体の大まかな金額の報告はありましたが、都市建設課よりの、どこをやるというその要望は、まだ事前にはしておりません。

都市建設課におきましては、充当されました予算に応じまして町道整備事業を行う計画であります。現時点では、事前協議中の段階であります。具体的な工事箇所については今後検討する。また、現地をよく調査の上に整備箇所を検討していきたいと考えております。

各行政区長さんからの工事及び整備等の要望箇所につきましては、現在34件提出されている状況であります。今回の国の補正予算では、行政区からの要望箇所及び通学道路、あるいは広域農道等、緊急・危険性の高い箇所、また工事の重要性を判断しながら、なおかつ地域ごとに公平な事業を実施できるように考慮しながら、国の補正予算を十分に活用して工事を計画していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（小島由久君） 大久保町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 大久保敏夫議員の質問に答弁したいと思います。

今回の平成20年度補正、平成21年度補正等におかれましては、麻生内閣の「政局より政策」ということでございまして、地域活性化・経済危機対策やったわけでございます。ただいま担当課長が申したとおり、八千代町も非常に交付税の減額された予算編成をしております。予算編成の段階で、義務的経費、扶助的な費用につきましては、何が何でもやらなくてはならないということでございまして、建設関係、道路、いろいろな整備等におかれましては、先送りする予算編成をしております。ここ二、三年やっておりますので、今回は道路を重点的に、先送りした事業を実施したわけでございます。

平成20年度で1億3,000万円、また定額給付金も3億7,000万円、また平成21年度1億7,200万円と、約7億円ぐらい来ますか、非常に経済対策になったかと思うのですが、平成21年度につきましては9月の議会にける予定になっております。よく精査した中でかける予定になっております。麻生内閣、9月では間に合わないかと思いますが、9月にかける予定になっております。

また、広域農道等におかれましても、平成20年度補正は広域農道、一級町道等も主体にやっております。広域農道におかれましては、八千代は居眠りしていても通れるが、下妻へ行くのがたがたして目覚めるということで、非常に道路行政は八千代は評判がいい。

また、今回におかれましても、ただいま担当課長が申したとおり学校のデジタル化等もありますが、道路を約1億円ぐらいかける予定になっております。いろいろ三十何件あります。区長さん、また議員さんにもいろいろ要望されておまして、議員さんの要望等も取り上げて今回は実施したいと考えておりますので、どうぞ要望等ありましたら。

それと通学道路、非常に通学道路も壊れておりますので、舗装等におかれましては再舗装していきたいと考えております。

いろいろ経済対策有効に使っていききたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長(小島由久君) 再質問ありますか。

13番、大久保敏夫君。

(13番 大久保敏夫君登壇)

13番（大久保敏夫君） 今執行部からのお答えをいただいた中で、再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの中山議員の質問の後を受けた中で、その1億7,000万円の全容が見えてきたわけでございますけれども、私は今回の補正予算というか、国から来た部分、当町にとりましても全国市町村にとりましても、大変予想もしない金が降ってきたと、そういう感覚にしているのではないかと、このように思っています。

そうしたときに、先ほど町長も何とか言われていますように、今まで長年でき得なかった部分を、あるいはまた先送りした部分を、この際対応させてもらうのだと。こういう考えが見えるわけですが、先ほどの各項目に当たっていきますと、約7項目における中に1億7,200万円が入っていくわけですが、私は今予算の中で、まず道路行政、これについて1億1,000万円が先ほど言われた三十数カ所の工事金の中へどれだけ潜り込ませるか、ということでございますけれども、まず第1点は、私は一級町道20号線の部分を、私は八千代高校から始まって、あの八千代一中のわきから農協へ向かって、そして東落田の変電所のところでとまっていると。その先へ行く部分というものをごとうきほど、確かに各行政区からの要望事項はあるでありましようけれども、違う形で、仮に全面舗装とか、そこまで言わなくても、総力を挙げてあの部分を開通をさせていかないと、いろいろと話が変わらなければ、名崎小学校の前に約60ヘクタール、60万平米で日野自動車が入ってくるということは、県の流れからして、報道等の中ではっきりしているわけでありまして、そのプラスして八千代の、あるいはまたそのまま含めてあと6万平米買足さない、あの土地は生きないのだと。66ヘクタール、66万平米をもってして、日野自動車があと三、四年後に入ってくると。

そうしたときに、八千代町の存在というものは、相当大きな意味をなすのだらうと思います。そうしたときに、やはり石下や千代川から入ってくる、あのサーキット近辺からの道路と、変電所までの一級町道20号線の連結をすることは、早急に急がなければならない事情であると思いますので、この点についても、確かに先ほど言われた各行政区からの対応における1億1,000万円を潜り込ませることも大事でありましようけれども、片側には基本路線というものも早急に仕上げていると、早急には仕上げていただかなければならないと、こういうふうに私は思います。

続いて、公用車を買いかえると。何台を目標にしてやるのか。520万円ありますから、ということか、何台かわかりませんが、今回のエコ対応の部分でいきますと、

この公用車の520万円の数字というものは、単なる520万円の数字なのか。それとも、13年を超えた車の下取りを出した後、公用車もその対応の、対象のいわば車になって、エコ対応の中で、特に今何を考えてこの積算、数字をしているか私はわかりませんが、できるならばハイブリッドか電気自動車あたりを入れてもらって、ハイブリッド、電気自動車を入れることによって13年前の部分というものを、13年経過した車がもし公用車になったときは、その対応になるのかどうかお聞きをしたい。

もう一つは、俗に言われている13年を超えた、一般のことですよ、13年を超えた車を下取りに出して、ハイブリッドあるいはまた電気自動車を購入するといったときに、下取りは10万円で取るのだと、そのほかに補助金は十何万円出るのだと、そういうふうなメーカーの話は新聞の話で出ていたのですが、これは一般に対する対応というものは、市町村というものはそのことに絡むのかどうか。あるいは、メーカーとユーザー、お客と国の申請の話であって、町は一切関係ない話なのかどうか。その点だけお聞きをしたいと思います。

以上です。

議長（小島由久君） 都市建設課長。

（都市建設課長 稲村信義君登壇）

都市建設課長（稲村信義君） 13番、大久保議員の再質問でございます。

一級町道20号線と言いましたけれども、一級町道12号線かと思えます。一級町道12号線と、その先結城一坂東線から先が一級町道8号線になると思えます。その一級町道8号線ですが、現在整備しておりまして、変電所の前でとまっている状況でございます。そのとまっているところが、一部了解を得られない地権者がいるということで、今交渉段階でなかなか先へ進めないというような状況でございまして、今セブンイレブンのほうをつくっていますけれども、そちらのほうでは一部工事同意といいますか、契約のほうも進んでいるところでございます。

今年度につきましては、用地買収のほうを一部予定しているというところでございます。せっかく途中までつくった道路でございます。特に基本路線ということもありますので、今後早急に検討のほう、整備検討のほうを進めていきたいと、このように思っています。

議長（小島由久君） 企画財政課長。

（企画財政課長 風見好信君登壇）

企画財政課長（風見好信君） 13番、大久保議員の再質問の公用車の購入関係でございますが、先ほどの概算の予算で520万円というふうに私申し上げましたが、これにつきましては先ほど説明不足もございましたが、町の公用車の中で古くなった、古いのもございます。その中で、一応ハイブリッド的な環境対応車というようなことで、公用車2台ほど現時点では購入というようなことで、概算で考えているところでございます。

以上でございます。

（「じゃ、さっき言った対応になるのかどうか、減免措置」と呼ぶ者あり）

企画財政課長（風見好信君） 済みません、減免措置関係でございますが、現状そのままでちょっと内容を把握していない状況でございます。一応公用車2台というようなことで、買う予定だということで考えております。

議長（小島由久君） 大久保町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保敏夫議員の質問に答弁します。

確かに一級町道12号線、一級町道8号線、途中までできましたが、なかなか地権者の了解が得られないということで、途中でとまっております。また、排水等も整備しなくてはならないので、今年整備することになってございます。向こうも大切な道路であります。手前の一級町道12号線、町民公園あたりとゴルフ場あたりでも、非常に路面がカメの甲みたいに亀裂して、非常に道路通行上危ないということで、再舗装も考えているところでございます。いろいろ、日野自動車があるので、大切な、重要な道路でありますので、提案等に対しましては真摯に受けとめていきたいと思っております。

公用車につきましては、担当課長が答弁したとおりでございます。私の公用車も13万キロも乗ってしまって、買いかえもなかなかこういう事情でありますので、当面は我慢しますので、いろいろ議長車も古くなっており、カーナビも入っていないようです。エコ適用車ということで、公用車2台、200万円ぐらいの車かと思うのですが、2台買う予定にはなっています。

以上でございます。

議長（小島由久君） 再々質問ありますか。

13番、大久保敏夫君。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 議長の許可がありましたので、再々質問。時間が大分経過しましたので。

要望事項的なものが多いのでありますけれども、1つお願いをしたいことは、極端に言えば予想もしない金が降ってきたわけでございますけれども、しかしそれを単なる1億7,200万円がここへ来たから、ではどういうふうにとどの数字でどういうふうにするのだと、こういうふうにするだけで、短絡的に物事が処理されていくのではなくて、やはりでは行政改革に基づいて、先ほど町長が言われたように、地方交付税等も二十四、五億円あった時期から、今は十六、七億円まで下がっているわけでありますから、それらを踏まえたときに、第1次補正と今回のを入れますと3億円を超える金が、町のいわば真水の銭が使えるわけでありますから、今回の問題部分について、ある一定部分の中には、先ほど冒頭で申し上げましたように、いわば末端にいかにかこの1億7,200万円が潜り込むかということでありますけれども、道路、そこ通ったか通らないかの話になると、また話は別でありますけれども、私はもう少し、例えばふるさと公社に先般1億7,000万円も投げた金が、考え方がもしあるのであるならば、今回の部分の中でもしできるならば、八千代町における補助団体が、相当数があるわけであります。

それを、補助金を多分に、ここ何年間の中に何百万円も切ってきたわけでありますので、その補助金を増額ということではなくて、何らかの事業の中にそれをプラスして、やはりエコ対応にするのか、少子化対策にするのか、その考え方はいろいろあるでありましようけれども、もう少しきめ細かく、ああ、あの麻生が、あのときにばらまきだと言われたとか、あるいは選挙用だとか、先ほど町長は政策だと言いましたけれども、ああ、政策に基づいて我々のところまであの金が回ってきたのだと。降ってきたのではなくて回ってきたのだと。ああ、なるほど、国がテレビで、新聞でやっていることが、我々の手元にもこの金が回ってきたのだということを私は実感できるように、これから1つの時間が来ますと1億7,200万円八千代町さん決まりましたよという通知が来るわけですから、まだまだ柔軟に対応できる予算があると思いますので、そういうところにも気配りができた、1つの今回の補正予算における八千代町の対応をしていただきたいと、こういうふうにご要望して終わりにします。

以上です。

（「ちょっと今の1億7,000万と言ったのは1,700万。1億7,000万じゃちょっとでかい。今の憩遊館の、1億7,000万と言っ

ちゃってるから、1,700万」と呼ぶ者あり)

議長（小島由久君） 町長のほうから答弁したいということで、今手が挙がりましたので。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 憩遊館へ1,700万円と、当然憩遊館の修理代ということで、一般会計から持ち出す予定でございましたが、今回の補正で対応したと。先送りした懸案事項を、これを実施したということで、何も無駄にやったわけではございませんので、ご了解いただきたいと思います。

また、各団体に何かやると、やはり各団体で補助金が削減した中でございますので、各団体も少ない予算であります。結構少ない予算で有効に、最小の予算で最大の効果を上げているような団体もございますので、ひとつ今回の面におかれましてはハード面ということでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

議長（小島由久君） 以上で13番、大久保敏夫君の質問を終わります。

以上で、本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 請願第1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願

議長（小島由久君） 日程第2、請願第1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、去る6月11日の本会議において教育民生常任委員会に付託してありますので、委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

中山教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 中山勝三君登壇）

教育民生常任委員長（中山勝三君） ただいま議長のご指名をいただきましたので、教育民生常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、請願第1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願であります。

当委員会は、委員5名出席のもとに、6月12日午前10時から役場4階第6会議室において、町執行部より町民課長、福祉保健課長、生活環境課長、社会福祉協議会局長、町民課参事、福祉保健課参事、生活環境課参事、教育委員会から教育長、教育次長兼学校

教育課長、公民館長兼図書館長兼生涯学習課長、給食センター所長、生涯学習課参事の出席を求め、慎重に審議をいたしました。

その結果、請願第1号「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願については、賛成と反対の意見が出たため、採決をした結果、賛成少数で不採択となりました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました案件に対する審議の経過と結果についてご報告申し上げましたが、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（小島由久君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願を採決いたします。

請願第1号に対する教育民生常任委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

日程第3 閉会中の継続調査の件

議長（小島由久君） 日程第3、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（小島由久君） 以上で本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

梅雨の季節になり、気温が変わりやすくなっています。皆様におかれましては何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意されまして、またそれぞれのお立場でのご活躍をご期待申し上げまして、平成21年第2回定例会を閉会といたします。

（午前11時04分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 小 島 由 久

署 名 議 員 相 沢 政 信

署 名 議 員 大 久 保 武